わかやま通信



お近くの会場で 今年度も健診を 受けられます

出張健診のお知らせ

協会けんぽでは、被保険者(ご本人)の健康保持・増進のため、今年度も「生活習慣病予防健診」の出張 健診を実施しています。健診費用がさらにお得になりますので、ぜひご利用ください。



対象者

35~74歳の

被保険者

自己負担額(最高)

最高7,169円

令和5年4月から

最高5,282户

内容

- ●血圧測定 ●血液検査 ●尿検査 ●心電図検査
- ●胸部レントゲン検査 ●胃部レントゲン検査 ●便潜血反応検査等

▲ メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 乳がん 子宮頸がん までカバー

地域	健診実施会場	健診実施予定日	定員	予約締切日	予約先健診機関 電話番号
和歌山市	和歌山ビッグ愛 (手平2-1-2)	令和5年12月13日(水)	100名	令和5年11月29日(水)	船員保険大阪健康管理センター Tel.06-6576-1007 [予約受付:平日9時~16時30分]
海南市	海南ノビノス ^(日方1525-6)	令和5年12月21日(木)	100名	令和5年11月30日(木)	
紀の川市	打田生涯学習センター (西大井363)	令和5年12月15日金	100名	令和5年11月24日金	
岩出市	ホテルいとう ^(宮83)	令和5年11月17日金	100名	令和5年11月2日休	
新宮市	丹鶴ホール (下本町2-2-1)	令和5年12月12日(火)	100名	令和5年11月28日(火)	
	株式会社キナン研修センター (新宮3469-3)	令和5年12月5日火	50名	令和5年11月20日(月)	一般財団法人全日本労働福祉協会東海支部 Tel.0120-92-8293
	新宮市自動車会館 (五新3-33)	令和6年2月11日(日)	40名	令和6年1月9日火	公益財団法人 パブリックヘルスリサーチセンター 附属健康増進センター 和歌山診療所 Tel.0739-33-9936 [予約受付:平日9時~15時]
		令和6年2月17日生	40名	令和6年1月12日金	
上富田町	パブリックヘルス リサーチセンター 附属健康増進センター 和歌山診療所 (市/瀬2504-8)	令和5年12月4日(月)	40名	令和5年10月26日(木)	
		令和6年2月4日(日)	40名	令和5年12月20日(水)	
太地町	太地町多目的センター (太地2991-1)	令和6年2月10日生	40名	令和6年1月9日火	
串本町	串本町図書館 (串本2367)	令和5年12月9日出	40名	令和5年11月2日休	
田辺市	和歌山県立 情報交流センターBig・U ^(新庄町3353-9)	令和6年1月30日火	50名	令和6年1月16日火	健診センター・キタデ Tel.0738-24-3000 [予約受付:月~土・8時30分~17時]
		令和6年2月15日休	50名	令和6年1月31日(水)	
那智勝浦町	那智勝浦町 体育文化会館 (天満441-8)	令和5年12月6日(水)	50名	令和5年11月20日(月)	一般財団法人全日本労働福祉協会東海支部 Tel.0120-92-8293

40~74歳の被扶養者の方を対象とした<mark>無料の集団健診</mark>も ありますので、こちらもぜひご利用ください。

被扶養者向けの集団健診の 詳細はこちらから



交通事故などで保険証を使う場合は 「第三者等の行為による傷病(事故)届」が必要です

交通事故など第三者が原因でけがをした場合でも健康保険で診療を受けることができます。その際には「第三者等の 行為による傷病(事故)届」を協会けんぽに提出してください。



ただし仕事中や、通勤途中のけがでは保険証は使えません

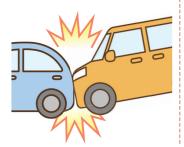
仕事中、通勤途中のけがについては、労災保険の適用となるため保険証での治療は受けられません。 なお、労災保険に該当するかの判断については、勤務先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。



第三者行為とはどんなものを指しますか?

交通事故

(自動車や原付、自転車など)



けんかや暴力行為



外食での食中毒



他人が飼っているペットに咬まれた



なぜ協会けんぽに届け出が必要?

自動車事故等の第三者行為によりけがをした時の治療費は、本来加害者が負担するのが原則です。 業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、この 場合は加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うことになります。

そこで、協会けんぽが後日、加害者に対して健康保険給付した費用を請求する際に「第三者等の 行為による傷病(事故)届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。





示談する際は慎重に!

相手に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談してしまうと、示談日後 の治療に健康保険が使用できなくなる場合があります。**示談の際は、必ず協会けんぽ** にで連絡ください。

【お問合せ先】和歌山支部代表 (TEL 073-421-3100)



申請書の提出は郵送で!

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階 TEL:073-421-3100(代表)

新様式の申請書は、協会けんぽのホーム ページからダウンロードできます

